

## 制度導入に至った背景と経緯

平成18年3月、国土交通省は「運輸の安全性の向上のための鉄道事業法等の一部を改正する法律（運輸安全一括法）」を制定し、同年10月から運輸安全マネジメント制度を導入しました。

この制度改正の背景にあったのは、平成17年に入ってから起きた運輸事業における事故・トラブルの多発です。航空分野で管制指示違反や非常口扉の操作忘れ等数多くのトラブルが発生し、鉄道分野では有人踏切で列車接近中に遮断機を上げて通行者が亡くなるという事故が起きました。こうした事故が続いていたところに発生したのがJR西日本福知山線の大惨事です。陸上交通分野や海上分野においてもさまざまな事故・トラブルが発生しました。そしてそれらの多くは、ヒューマンエラーが原因と見られる事故・トラブルだったのです。

国土交通省では「公共交通に係るヒューマンエラー事故防止対策検討委員会」を設置し、ヒューマンエラー発生メカニズムを検証するとともに、ヒューマンエラーによる事故・トラブルを防止するためにはどうしたらいいのか、議論を重ねました。その結果、指摘されたのが、運輸事業者において安全意識・安全風土が十分根付いていないのではないか、それがヒューマンエラーにつながっているのではないかと

いうことでした。本来、運輸事業者は安全を最優先すべきですが、厳しい経営環境下で比重が経営にシフトし、安全に対する取り組みが疎かになってきた。国はそれまで、安全規制をかけ保安監査を行えば安全は保たれると考えてきましたが、それも運輸事業者自身が主体的に安全を確保する努力をしていることが前提です。その前提となる部分がしっかりしていなければ、どんなに規制を強化しても事故・トラブルを防ぐことはできません。

運輸安全マネジメント制度は、運輸事業者の安全を確保するための取り組みを強化するために導入されたものです。経営トップから現場まで一丸となった安全管理体制を構築し、日々安全確保に取り組むことで安全意識の浸透と安全風土の構築を図る——それが本制度の目的です。

### 運輸安全マネジメント制度の概要

運輸安全マネジメント制度では、運輸事業者自らが安全管理体制を構築し、それらの内容を記載した安全管理規程の作成と届出、安全統括管理者の選任と届出などが義務付けられています。

運輸安全マネジメント制度の基本は、運輸事業者自らが主体的に事業の安全管理体制を確立し、運用することにあります。「マネジメント」とあるように、

## CLOSE UP

# 輸送の安全を確保する。

## 「運輸安全マネジメント制度」の充実強化に向けて

運輸事業者は安全管理体制を構築・改善し、国はその安全管理体制がシステムとして適切に機能しているかどうかをチェックする。運輸事業における安全の確保を目的とした運輸安全マネジメント制度導入から3年目を迎えた。

制度導入の背景と経緯、運輸安全マネジメント評価の実施状況と今後の課題について、国土交通省大臣官房 谷山将運輸安全政策審議官にお話をうかがった。



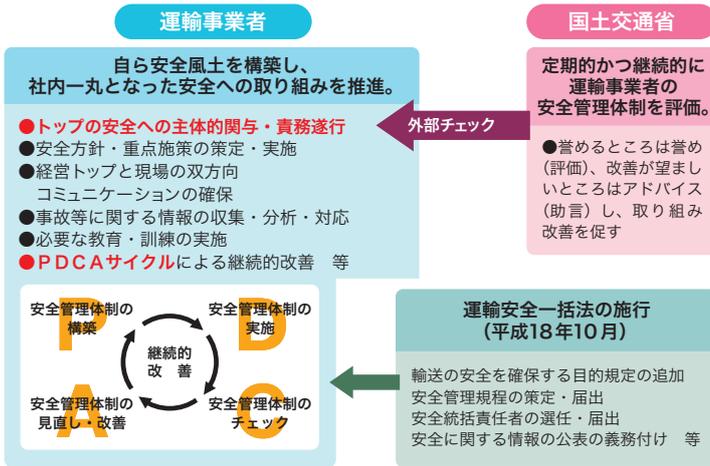
国土交通省大臣官房  
運輸安全政策審議官

谷山 将

Susumu TANIYAMA

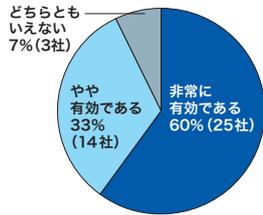
撮影◎織本知之

■運輸安全マネジメント制度のねらい



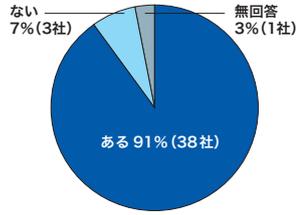
■運輸安全マネジメント制度に関する事業者モニタリング結果

質問：  
運輸安全マネジメント制度は、貴社の輸送安全のために有効だと思いませんか。



・あまり役に立たない 0社  
・ほとんど役に立たない

質問：  
運輸安全マネジメント制度導入後、貴社の輸送の安全にかかわる取り組みについて、変化、改善または充実した点はあるか。



N=42 (平成20年4月より質問項目を追加)

紹介し、改善に役立ててもらいます。国土交通省では、各交通モードの事業法に基づく保安監査を行っていただきます。保安監査に加えて、この運輸安全マネジメント評価を実施することにより、運輸事業の総合的な安全対策を図ることができると考えています。

運輸安全マネジメント評価は平成18年10月に開始し、平成20年8月までに、鉄道218社、自動車197社、海運390社、航空35社、延べ840社の運輸事業者を実施しました。うち67社に対しては、2回目の評価を実施しています。本省大臣官房運輸安全監理官室が評価する大手または社会的に影響の大きい運輸事業者に対しては、原則的に1年に1回の評価を実施したいと考えています。また、各地方運輸局においても19年度から管内の運輸事業者を対象に評価の実施を進めています。これまでに実施した運輸安全マネジメント評価では、大手の鉄道会社及び航空会社については、運輸安全マネジメント制度に対する理解度が高く、ガイドラインで求める安全管理体制がほぼ構築、運用されているという結果が出ました。しかし、地方鉄道・索道事業者については、事業規模もあって、現時点においては総じて取り組み途上

にあり、自動車モードも同様に一部の事業者を除き、制度への理解度が低く、途上にあるという結果が出ています。現在、制度導入3年目を迎え、国土交通省では、運輸安全マネジメント制度の充実強化に向けて、その改善に取り組みはじめています。そのポイントは3つあり、1つは現行の安全管理規程に係るガイドラインに沿って取り組みを実施することが困難な小規模事業者に対しては、適正な基準を設けて評価の実施を進めること。2つ目は、本制度の一層の浸透・定着を目指し、運輸安全シンポジウムや説明会等を開催するとともに、業界団体等による活動を推進していくこと。3つ目は、評価に従事する評価員自身のさらなるレベルアップと評価の深度化です。

運輸安全マネジメント評価を受けた事業者に対するアンケート結果では、9割以上が本制度が有効であると回答し、同時に制度導入後に安全に係る取り組みが改善したとする回答が9割を超えていました。また、この制度により、関係する事業者間における情報共有や連携が図られるなど、非常にいい効果も出てきています。

運輸安全マネジメント制度は「事業者が安全を確立する」基本に立ち返った制度です。安全に規制緩和はありません。運輸事業者の皆さんには自ら、常に新しい観点で、安全について取り組んでいただきたいと思います。

運輸安全マネジメント制度は経営トップが事業全体を見ながら安全をどうマネジメントしていくかという制度であり、安全最優先の方針の下に、経営トップから現場まで全社一丸となって安全への取り組みを推進し継続的に改善させるための土台となる制度です。安全の確保に係るPDC Aサイクルを経営トップ主導で適切に機能させ、このサイクルを繰り返しながら徐々にスパイラルアップさせていく。国は、その運用状況について運輸安全マネジメント評価を実施し、助言します。

運輸安全マネジメント評価は、これまでの行政に見られるような指導・処分と

いった性格のものではありません。従来の保安監査とはかなり性格が異なります。その実施方法は、国土交通省の評価員が経営トップをはじめとする経営管理部門から安全管理体制等について直接インタビューを行い、関係内部書類を確認することなどにより、事業者の安全管理体制が適切につくられているかどうか、「安全管理規程に係るガイドライン」に規定された14項目に基づいて確認します。優れた点については評価し、改善すべき点については改善に向けたアドバイスをを行います。場合によっては、他社の取り組み事例など

運輸安全マネジメント制度の充実強化に向けて

運輸安全マネジメント制度の充実強化に向けて

運輸安全マネジメント制度は平成18年10月に開始し、平成20年8月までに、鉄道218社、自動車197社、海運390社、航空35社、延べ840社の運輸事業者を実施しました。うち67社に対しては、2回目の評価を実施しています。本省大臣官房運輸安全監理官室が評価する大手または社会的に影響の大きい運輸事業者に対しては、原則的に1年に1回の評価を実施したいと考えています。また、各地方運輸局においても19年度から管内の運輸事業者を対象に評価の実施を進めています。これまでに実施した運輸安全マネジメント評価では、大手の鉄道会社及び航空会社については、運輸安全マネジメント制度に対する理解度が高く、ガイドラインで求める安全管理体制がほぼ構築、運用されているという結果が出ました。しかし、地方鉄道・索道事業者については、事業規模もあって、現時点においては総じて取り組み途上